

# 施設利用料金表（強化型）

介護老人保健施設ヘルシーケアなほり  
(単位：円/日または円/回)

サービス名	介護保健施設サービス(入所)					
在宅強化型（厚生労働大臣が定める要件を満たした場合のサービス費）						
基本サービス費 (1割負担)	要支援1・2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	個室	ご利用 できません	836	910	974	1,030
		756	828	890	946	1,003
諸加算 (1割負担)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			18		
	夜勤職員配置加算			24		
	初期加算			30	(入所日より30日以内)	
	栄養マネジメント強化加算			11	(栄養マネジメント対象者)	
	療養食加算(1食)			6	(療養食対象者)	
	経口移行加算			28	(経口摂取への移行対象者)	
	経口維持加算(Ⅰ)			400/月	(経口摂取管理対象者)	
	経口維持加算(Ⅱ)			100/月	(経口摂取管理対象者)	
	短期集中リハビリテーション実施加算			240	(入所日より3ヶ月以内)	
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)			480	(10日限り)	
	緊急時治療管理			518		
	外泊時費用			362		
	若年性認知症利用者受入加算			120		
	認知症行動・心理症状緊急対応加算			200	(7日限り)	
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)			450		
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)			480		
	退所時情報提供加算			500		
	入退所前連携加算(Ⅰ)			600		
	入退所前連携加算(Ⅱ)			400		
	認知症情報提供加算			350	(認知症疾患医療センター等への紹介)	
	地域連携診療計画情報提供加算			300	(1回限り)	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)			3/月		
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)			13/月		
	在宅復帰・在療養支援加算(Ⅱ)			46		
	ターミナルケア加算			80	(31日～45日)	
				160	(4～30日)	
				820	(2～3日)	
				1,650	(死亡日)	
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算			33/月		
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)			40/月		
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)			60/月		
安全対策体制加算			20	(1回限り)		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			1月につき	+所定単位×2.9%		
特定処遇改善加算(Ⅱ)			1月につき	+所定単位×1.7%		
食費・居住費	食費			1,445	第4段階以上の方で1食のみの場合は721円	
	居住費(2～4人部屋)			377		
	居住費(個室)			1,668		
利用料 (全額負担)	おやつ代			160		
	個室料金			1,100		
	2人部屋料金			550		
	洗濯代(5枚まで1ネット)			330	(1ヶ月で合計して計算)	
	ねまき代(施設のものを使用1回毎)			110		
1日あたりのご負担額	2,949～3,209(4人部屋)/5,255～5,515(個室)					

(令和3年8月1日現在)

### 【その他実費をいただくもの】

理美容代、クリーニング代、行事参加費、健康管理費(インフルエンザ予防接種等)、各種文書料、その他ご依頼により個別に購入する日常生活品

- ・「基本サービス費」「諸加算」は、規定の単位数に対する1割負担の金額です。(本人の合計所得金額に応じて負担割合は変わります。)介護保険料のお支払状況により、3割負担の金額になったり、一旦全額(10割)ご負担いただいたうえで9割を市町村より後日給付してもらうようになることがあります。
- ・「サービス提供体制強化加算」は、当施設の入所職員構成において、介護福祉士比率が要件を満たすと一律に加算されます。
- ・「夜勤職員配置加算」は、所定の条件を満たしているため、一律に加算されます。
- ・「初期加算」は、所定の条件に該当した場合、入所日から30日間加算されます。
- ・「栄養マネジメント強化加算」は、利用者の状態に合わせた栄養ケア計画を作成し、対応した場合に加算されます。
- ・「経口移行加算」「経口維持加算」「療養食加算」は、所定の条件に該当した場合に加算されます。
- ・「所定疾患施設療養費(Ⅱ)」は、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎による治療管理を行った場合に加算をいただきます。
- ・「緊急時治療管理」は、病状が重篤になり、応急的に救命救急医療を実施した場合、3日を限度に加算をいただくことがあります。
- ・「外泊時費用」は、外泊され、施設に居られなかった日に、基本サービス費に代えてお支払いいただきます。
- ・「若年性認知症利用者受入加算」は、医師の判断を受け、条件に該当した場合に加算されます。
- ・「認知症行動・心理症状緊急対応加算」は、医師の判断により緊急に利用した場合に加算されます。
- ・「入所前後訪問指導加算」は、在宅復帰を目的に入所前に居宅を訪問し指導を行った場合に加算をいただきます。
- ・「退所時情報提供加算」「入退所前連携加算」は、退所にあたり所定の指導(在宅訪問含む)、主治医への情報提供、ケアマネジャーとの調整等を行った場合に、1回限り加算をいただくことがあります。
- ・「認知症情報提供加算」は、所定の条件に該当した場合に、1回限り加算されます。
- ・「地域連携診療計画情報提供加算」は、所定の条件に該当した場合に、1回限り加算されます。
- ・「褥瘡マネジメント加算」は入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて定期的に評価を行い管理することで加算をいただきます。
- ・「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)」は、所定の在宅復帰支援実績を満たすとき一律に加算されます。
- ・「ターミナルケア加算」は、所定の条件に該当した場合に加算されます。
- ・「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算」は、リハビリテーション実施計画を説明し管理していることで加算されます。
- ・「科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)」は、入所者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提供することで加算されます。
- ・「安全対策体制加算」は外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
- ・「介護職員処遇改善加算」は、厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、介護度別サービス利用料金及び諸加算を加えた額の1000分の29に相当する額が加算されます。
- ・「特定処遇改善加算」は、厚生労働大臣が定める基準に適合し、全ての要件を満たす場合、介護度別サービス利用料金及び諸加算を加えた額の1000分の17に相当する額が加算されます。
- ・「食費」「居住費」は、ご家庭の状況によって、ご負担が減額される場合があります。なお、居住費は、原則として外泊時もお支払いいただきます。
- ・入退所、外出、外泊等によりお食事、おやつを希望されない場合は、前日までにお申し出ください。当日にご利用者による理由で食事をお取りにならない場合、相当額を申し受けます。
- ・「利用料」は、施設で用意するものをお召し上がりまたはご利用いただく場合等にお支払いいただきます。
- ・「1日あたりのご負担額」は、あくまで標準的なご利用をされた場合の目安です。ご家庭の状況およびご利用状況により多少の増減があります。あらかじめお含みおきください。
- ・これら以外にもご負担をお願いする場合がありますが、その都度ご相談させていただきます。